

## 令和4年度那須塩原市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

### 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

那須塩原市の水田面積は、5,758ha（2020農林業センサス）であり、全耕地面積8,455ha（2020農林業センサス）に占める割合は68.1%に上る。このうち主食用米の作付面積は3,805ha（令和3年度実績）、転作作物作付面積は3,226ha（令和3年度実績 二毛作の面積を含み不作付地を除く）であり、転作作物のうち、飼料作物、飼料用稻、飼料用米等酪農及び畜産の飼料作付面積は2,408ha（令和3年度実績 二毛作を含む）に上り、生乳生産の盛んな本市の特徴を表している。

酪農及び畜産については今後も引き続き振興を図るため、WCS用稻及び飼料用米の作付面積の拡大を図っていく。また収益性の高い園芸作物への転換も図り、市全体としてバランスのとれた農業生産構造を目指す。

こうした中、生産農家の高齢化、後継者不足が進んでいるため、担い手への農地位集積による大規模化を進めること及び省力化、低コスト化が重要となっている。

### 2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本市において収益性の高い水田農業経営への転換を図るため、産地交付金を活用しながら、主食用米と比較して面積あたりの所得が高い野菜等の高収益作物の作付拡大を図っているが、転換作物全体に占める高収益作物の割合は8.4%に留まっている。

現在、市内産業の活性化に向けた取組の一環として、那須塩原ブランドの認定を行っており、特に昼夜の寒暖差が大きくなる地域特性を生かし、『那須塩原らしさ』『独自性』『信頼性』『安定性』等の認定基準を設け、高原ほうれんそう、塩原かぶ及び塩原だいこんをブランド化している。

高収益作物については、需要が増加している野菜の安定生産や、高品質で安定した生産によるブランド力の向上、省力・低コストによる生産技術の導入等の取組により、収益力の向上による経営の安定化を推進する。

### 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本市の10ha未満の小中規模農業経営体数（2015、2020農林業センサス）は直近5年間で約400件減少したが、10ha以上の経営体が約40件増加しており、計画的な農地の集積・集約化が進んでいる。今後も地域関係者、農業団体及び中間管理機構と連携しながら、畠地化の取組を進めることができるよう支援内容の情報提供や助言を行う。また需要に応じた作付を行うため、地域のほ場状態の応じたブロックローテーションによる生産を図る。

さらに水稻作付を行っていない地域を把握し、「人・農地プラン」により描かれた地域の将来像や、担い手の農業経営改善計画等、効率的な土地利用を図り、麦や大豆、高収益作物等の取組を支援し、生産拡大を推進する。

## 4 作物ごとの取組方針等

### (1) 主食用米

水稻は本市の農業の基幹となる作物であり、その中でも栃木県オリジナル品種である「とちぎの星」や「なすひかり」の作付が増加している。今後についても需要と供給のバランスのとれた作付を目指し、消費者の安全・安心かつ高品質志向を考慮した生産を行う。

### (2) 備蓄米

地域の実需者の需要を喚起し、安定的な取組を目指す。

### (3) 非主食用米

#### ア 飼料用米

乳牛・肉牛の飼養頭数が多い本市において、飼料用米の生産拡大を進めることは、水田農業の確立だけではなく、酪農・畜産の振興の上でも重要な取組となる。

飼料用米の生産性向上及び二毛作による作付拡大や、耕畜連携助成によるコスト低減を行う農業者を対象に、産地交付金を活用した支援を行う。

#### イ 米粉用米

地域の実需者の需要を喚起しつつ、米粉用米の生産性向上及び二毛作について産地交付金を活用した支援を行い、段階的に生産拡大を目指す。

#### ウ 新市場開拓用米

新たな需要が見込めることから、新市場開拓用米の生産を行う農業者を支援していく。

#### エ WCS用稻

自給飼料として有効であるため、畜産農家の需要を喚起していくとともに、耕種農家と畜産農家の需給関係の創出に努め、産地交付金を活用した支援を行い、二毛作による作付拡大及び安定供給を図る。

#### オ 加工用米

地域の実需者の需要を喚起し、生産拡大を目指す。

### (4) 麦、大豆、飼料作物

#### ア 麦、大豆

輪作等を奨励し連絡障害を回避するとともに、JAなすのと連携し推奨品種「ニューサチホゴールデン」、「里のほほえみ」の作付を促しつつ、生産性向上の技術取組を促進する。また地域の実需者との出荷契約等に基づき生産拡大を進めるとともに、二毛作による安定供給を図る。

#### イ 飼料作物

本市は全国有数の酪農地帯であり、乳牛・肉牛の飼育が盛んである。飼料の高騰等から、自給飼料の確保が重要な課題となってきており、転作水田における飼料作物の作付面積が年々増加している。地域内耕種農家と畜産農家の連携や畜産農家の自家利用を推進し、収量及び品質向上を進めるとともに、二毛作による安定供給を図る。

### （5）そば、なたね

地元農業関係者の手により農村レストラン等が整備され、地産地消が推進されている。今後も地域の実需者との出荷契約に基づき、作付面積を維持していく。

### （6）地力増進作物

緑肥のすき込み等により地力の回復を図り、高収益作物等の生産拡大を図る。

○対象作物：えん麦、アウェナストリゴサ（えん麦野生種）、ライ麦、ライ小麦、大麦、小麦、大豆、そば、稻、ソルガム、とうもろこし、ヒエ、ギニアグラス、イタリアンライグラス、スーダングラス、トールフェスク、ケンタッキーブルーグラス、ミレット類、チモシー、アニュアルライグラス、オオナギナタガヤ、テフグラス、バヒアグラス、グリーピングベントグラス、オーチャードグラス、クロタラリア、セスバニア、エビスグサ、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバ類、アルファルファ、ひまわり、マリーゴールド、コスモス、シロガラシ、菜の花（なたね）、カラシナ、ハゼリンソウ、ダイカンドラ

※ 対象作物は青刈り含む

### （7）高収益作物

#### ア 野菜

那須野が原の平坦な地形と、首都圏に近接している地理的優位性を生かし、収益性の高い園芸作物である野菜の作付を拡大していく。産地交付金の交付対象を市農業振興地域整備計画に記載された品目を中心に15品目を選定し、産地づくりを進めていく。

#### ○産地交付金の対象とする15品目

うど、トマト、にら、しゅんぎく、きゅうり、いちご、キャベツ、ねぎ、ブロッコリー、なす、かぶ、だいこん、アスパラガス、ほうれんそう、たまねぎ

#### イ 花き・花木

収益性の高い園芸作物として花きの作付拡大を図る。また比較的寒冷な気候を生かした耐寒性の高い花木の生産を進める。

## 5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付

## 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち二毛作	うち二毛作	うち二毛作	うち二毛作
主食用米	3,805		3,225		3,100
備蓄米	2		0		1
飼料用米	399		526		530
米粉用米	1		1		1
新市場開拓用米	0		1		1
WCS用稻	337		410		430
加工用米	137		153		170
麦	238	69	320	100	350
大豆	95	55	121	39	140
飼料作物	1,683	754	1,709	784	1,720
・子実用とうもろこし	0		0		0
そば	70	30	71	34	75
なたね	0		0		0
地力増進作物	0		4		10
高収益作物	325	31	318	19	325
・野菜	185	16	184	19	190
・花き・花木	140	15	134	0	135
・果樹	0		0		0
・その他の高収益作物	0		0		0
その他	0		0		0
・雑穀等	0		0		0
畠地化	0		0		0

## 6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	うど、トマト、にら、しゅんぎく、きゅうり、いちご、キャベツ、ねぎ、ブロッコリー、なす、かぶ、だいこん、アスパラガス、ほうれんそう、たまねぎ、花き、花木（基幹作・二毛作・二期作）	地域振興作物への助成	実施面積	(令和3(2021)年度) 325ha	(令和4(2022)年度) 328ha  (令和5(2023)年度) 335ha
2	飼料用米、米粉用米（基幹作・二毛作・二期作）	飼料用米・米粉用米の生産性向上助成	飼料用米、米粉用米取組面積 多収品種使用割合	(令和3(2021)年度) 399ha, 3%	(令和4(2022)年度) 450ha, 5%  (令和5(2023)年度) 500ha, 10%
3	水田における麦（基幹作・二毛作）	麦の生産性向上助成（担い手）	麦の生産性向上取組面積 規格外割合の削減	(令和3(2021)年度) 179ha, 6%	(令和4(2022)年度) 180ha, 9%  (令和5(2023)年度) 185ha, 8%
4	水田における大豆（基幹作・二毛作）	大豆の生産性向上助成（担い手）	大豆の生産性向上取組面積 規格外割合の削減	(令和3(2021)年度) 65ha, 13%	(令和4(2022)年度) 80ha, 14%  (令和5(2023)年度) 90ha, 13%
5	麦・大豆・飼料作物・WCS用稲・米粉用米・飼料用米・そば・なたね（二毛作・二期作）	二毛作・二期作助成	実施面積	(令和3(2021)年度) 906ha	(令和4(2022)年度) 920ha  (令和5(2023)年度) 930ha
6	飼料用米、わら専用稲（基幹作・二毛作・二期作）	わら利用（耕畜連携）	実施面積	(令和3(2021)年度) 233ha	(令和4(2022)年度) 235ha  (令和5(2023)年度) 240ha
7	飼料作物（粗飼料作物等）（基幹作・二毛作・二期作）	水田放牧（耕畜連携）	実施面積	(令和3(2021)年度) 3ha	(令和4(2022)年度) 4ha  (令和5(2023)年度) 4ha
8	飼料作物、WCS用稲、わら専用稲（基幹作・二毛作・二期作）	資源循環（耕畜連携）	実施面積	(令和3(2021)年度) 335ha	(令和4(2022)年度) 335ha  (令和5(2023)年度) 340ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

## 7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 栃木県

協議会名: 那須塩原市農業再生協議会

新様式(公表用)

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域振興作物への助成	1	8,500	うど、トマト、にら、しゅんざく、きゅうり、いちご、キャベツ、ねぎ、ブロッコリー、なす、かぶ、だいこん、アスパラガス、ほうれんそう、たまねぎ、花き、花木(基幹物)	
1	地域振興作物への助成(二毛作)	2	8,500	うど、トマト、にら、しゅんざく、きゅうり、いちご、キャベツ、ねぎ、ブロッコリー、なす、かぶ、だいこん、アスパラガス、ほうれんそう、たまねぎ、花き、花木(二毛作・二期作)	販売を目的として作付けし、通常の肥培管理等が行われていること等
2	飼料用米・米粉用米の生産向上助成	1	4,700	飼料用米、米粉用米(基幹作)	
2	飼料用米・米粉用米の生産向上助成(二毛作)	2	4,700	飼料用米、米粉用米(二毛作・二期作)	次のいずれかに取組こと ・ブルー育苗の実施 ・農業の苗箱播種同時処理の実施 ・農業の田植同時処理の実施 ・側条施肥の実施 ・フレコン・バラ出荷 ・多収品種の使用(但し、上記取組を併せて行うこと)
3	麦の生産向上助成(担い手)	1	1,000	水田における麦(基幹作)	面積要件:個人3ha以上、集落営農5ha以上 次のいずれかに取組こと ・生産基盤体制の効率化(団地化1ha以上) ・排水対策、ほ場条件の改善(明渠又は心土破碎) ・土づくり(土壤分析に基づく土壤改良資材又は家畜堆肥の施用)
3	麦の生産向上助成(担い手)(二毛作)	2	1,000	水田における麦(二毛作)	
4	大豆の生産向上助成(担い手)	1	1,000	水田における大豆(基幹作)	面積要件:個人2ha以上、集落営農5ha以上 次のいずれかに取組こと ・生産基盤体制の効率化(団地化1ha以上) ・排水対策、ほ場条件の改善(明渠又は心土破碎) ・土づくり(土壤分析に基づく土壤改良資材又は家畜堆肥の施用) ・大豆300A技術
4	大豆の生産向上助成(担い手)(二毛作)	2	1,000	水田における大豆(二毛作)	
5	二毛作・二期作助成(二毛作)	2	7,500	麦・大豆・飼料作物・WCS用稻・米粉用米・飼料用米・そば・なたね(二毛作・二期作)	・麦・大豆・そば・なたねは、農協等との出荷契約又は実需者との販売契約の締結 ・飼料作物は、利用供給協定の締結。自家利用計画の策定 ・飼料用米・米粉用米、WCS用稻についても別途要件あり
6	わら利用(耕畜連携)	3	7,000	飼料用米、わら専用稻(基幹物)	・わらが確実に飼料として利用され、飼料用米については子実が飼料又は種苗として利用されていること ・3年間以上を締結期間とする利用供給協定書の締結をしていること
6	わら利用(耕畜連携・二毛作)	4	7,000	飼料用米、わら専用稻(二毛作・二期作)	
7	水田放牧(耕畜連携)	3	7,000	飼料作物(粗飼料作物等)(基幹物)	・放牧の取組要件(成牛換算2頭以上/10a、概ね24か月以上の成牛又は8か月以上の育成牛等)を満たしていること ・3年間以上を締結期間とする利用供給協定書の締結をしていること
7	水田放牧(耕畜連携・二毛作)	4	7,000	飼料作物(粗飼料作物等)(二毛作・二期作)	
8	資源循環(耕畜連携)	3	7,000	飼料作物、WCS用稻、わら専用稻(基幹物)	・3年間以上を締結期間とする利用供給協定書の締結をしていること ・堆肥の散布量が10a当たり2t又は4m <sup>3</sup> 以上であること
8	資源循環(耕畜連携・二毛作)	4	7,000	飼料作物、WCS用稻、わら専用稻(二毛作・二期作)	

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定ができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作物を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作物を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個別)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個別)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別紙) 二毛作・二期作助成

(1) 対象作物の範囲

麦・大豆・飼料作物・WCS用稻・米粉用米・飼料用米・そば・なたね

(2) 以下の要件を満たして生産され、当該年度に収穫及び出荷・販売を行うこと。

(1) 麦

農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との出荷・販売契約を締結していること。

(2) 大豆

農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

(3) 飼料作物

利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。

(4) 飼料用米・米粉用米

新規需要米取組計画(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1)又は生産製造連携事業計画(米穀の新用途への利用の促進に関する法律第5条第3項)の認定を受けていること。

飼料用米に取り組む場合は、次のいずれかに該当すること。

- イ. プール育苗の実施
- ロ. 農薬の苗箱播種同時処理の実施
- ハ. 農薬の田植同時処理の実施
- ニ. 側条施肥の実施
- ホ. フレコン・バラ出荷
- ヘ. 多収品種の使用(ただし、イ～ホの生産性向上の取組を併せて行うこと)

(5) WCS用稻、

新規需要米取組計画の認定を受けていること。

(6) そば・なたね

農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。

※麦、大豆、そばのうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-4号)を作成すること。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。

(3) その他要件の確認方法

・麦

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-4号)により確認する。

・大豆

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-4号)により確認する。

・飼料作物

利用供給協定書又は自家利用計画書により確認する。

・飼料用米・米粉用米

新規需要米取組計画書及び新規需要米生産集出荷数量一覧表により確認する。

飼料用米の技術イ～ニに取り組んだことの確認は、栽培履歴または作業日誌により行う。

飼料用米のフレコン・バラ出荷の確認は、栽培履歴日誌により行う。

飼料用米の多収品種であることの確認は、営農計画書、栽培履歴及び種子購入伝票等により行う。

・WCS用稻

新規需要米取組計画書及び新規需要米生産集出荷数量一覧表により確認する。

・そば・なたね

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-4号)により確認する。

(別紙) わら利用(耕畜連携)

(1)対象作物の範囲

飼料用米、わら専用稻

(2)利用供給協定に含まれるべき事項

わら利用(わら専用稻の生産及び飼料用米生産ほ場の稻わら利用の取組)

- ①取組の内容
- ②わらを生産する者
- ③わらを収集する者
- ④わらを利用する者
- ⑤ほ場の場所及び面積
- ⑥刈取り時期
- ⑦利用供給協定締結期間
- ⑧わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- ⑨その他必要な事項

(別紙) 水田放牧(耕畜連携)

(1) 対象作物の範囲

飼料作物

(2) 放牧の取組条件

次に掲げる事項のすべてを満たしていること

- ①当該年度における放牧の取組であること。
- ②1ha当たりの放牧頭数が成牛換算で2頭以上であること。  
なお、成牛換算においては、育成牛2頭当たり成牛1頭とする。
- ③対象牛は、おおむね24か月以上の成牛又は8か月以上の育成牛であること。
- ④ほ場の場所及び面積
- ⑤牛の入退牧の時期及び放牧頭数
- ⑥利用供給協定期間
- ⑦水田放牧条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- ⑧その他必要な事項

(3) 利用供給協定に含まれるべき事項

水田放牧(水田における牛の放牧の取組)

- ①取組の内容
- ②飼料作物を生産する者
- ③牛群を管理する者
- ④ほ場の場所及び面積
- ⑤牛の入退牧の時期及び放牧頭数
- ⑥利用供給協定締結期間
- ⑦水田放牧条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- ⑧その他必要な事項

(別紙) 資源循環(耕畜連携)

(1)対象作物の範囲

飼料作物、WCS用稻、わら専用稻（基幹作、二毛作及び二期作）

(2)利用供給協定に含まれるべき事項

資源循環(飼料作物生産水田への堆肥散布の取組)

- ①取組の内容
- ②供給される飼料作物の種類
- ③飼料作物を生産する者
- ④堆肥を散布する者
- ⑤ほ場の場所及び面積
- ⑥堆肥の散布時期及び量
- ⑦利用供給協定締結期間
- ⑧堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- ⑨その他必要な事項